



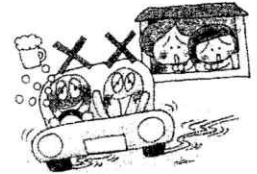
12月のお知らせ



★ 飲酒運転の罰則

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの場合と比べて約8.1倍も高く、飲酒運転は極めて危険性が高い悪質な犯罪行為です。

- 飲んだら運転しない！（道路交通法第65条第1項）
 - ※ 酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 飲んだ人に車を貸さない！（道路交通法第65条第2項）
 - ※ 酒酔い運転 車を貸した人は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 酒気帯び運転 車を貸した人は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転する人に飲ませない！（道路交通法第65条第3項）
 - ※ 酒酔い運転：酒類を飲ませた人は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 酒気帯び運転：酒類を飲ませた人は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 飲んだ人に運転させない！（道路交通法第65条第4項）
 - ※ 酒酔い運転 同乗した人は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 酒気帯び運転 同乗した人は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - ※ 酒酔い運転 車を貸した人は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 酒気帯び運転 車を貸した人は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



★ クロスボウは所持禁止となります！

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。

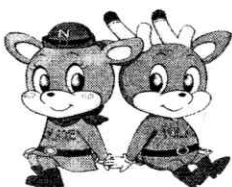
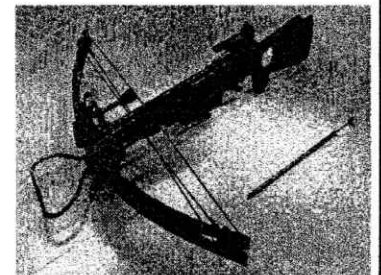
改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）※改正法は、令和4年3月15日に施行されます。

- 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは？

引いた弦を固定し、これを解放することによってを発射す機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。
- 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月の間(令和4年9月14日まで)に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(令和4年9月14日までにこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)
- 具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)



詐欺にあわないための合い言葉
渡すなキャッシュカード！教えるな暗証番号！